

徳島県告示第二百三十号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定に基づき、公有水面の埋立てを次のとおり免許した。

令和五年五月十六日

徳島小松島港湾管理者 徳島県
代表者 徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 免許を受けた者

1 氏名又は名称 徳島県

2 住 所 徳島市万代町一丁目一番地

3 代表者の氏名 徳島県知事 飯泉嘉門

4 代表者の住所 徳島市南仲之町三丁目 県公舎

二 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

1 埋立区域

(一) 位置

徳島市津田海岸町一一二五番一、一一二八番、一一四四番一及び一一四五番の各地先公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び の地点と の地点とを結んだ線により囲まれた区域

の地点 国土地理院津田公園四等三角点（北緯三四度〇二分四〇秒八一七、東経一三四度三四分五六秒一一九。以下「基点」という。）から七七度二六分一二秒五四四・八一メートルの地点

の地点 の地点から一五度四七分三〇秒四七八・六六メートルの地点
の地点 の地点から一〇一度〇五分〇六秒一九・一四メートルの地点
の地点 の地点から一九六度三二分三二秒一六・九一メートルの地点
の地点 の地点から一六五度〇八分五七秒六〇・九九メートルの地点
の地点 の地点から一〇〇度三六分二八秒一九九・七七メートルの地点
の地点 の地点から一九六度〇二分三八秒四〇七・一九メートルの地点
の地点 の地点から一〇五度五二分一六秒五〇・〇〇メートルの地点
の地点 の地点から一九五度五五分四八秒四六・〇二メートルの地点
の地点 の地点から一〇六度二三分〇八秒一・六八メートルの地点
の地点 の地点から一九五度五五分四六秒九・三六メートルの地点
の地点 の地点から一八六度二三分〇三秒一一・三〇メートルの地点
の地点 の地点から一六度一三分三三秒〇・七八メートルの地点
の地点 の地点から一八六度一三分五九秒七七・五一メートルの地点
の地点 の地点から一九六度一四分一二秒〇・七八メートルの地点
の地点 の地点から一八六度一四分〇〇秒三六・九一メートルの地点
の地点 の地点から三一六度一五分四九秒二一・五二メートルの地点
の地点 の地点から一六度一六分一三秒一・九四メートルの地点
の地点 の地点から一八六度一五分四二秒五〇・〇〇メートルの地点

(三) 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

徳島市津田海岸町一一四四番二並びに一一二五番一、一一二九番一、一一三〇番一、一一四〇番、一一四三番一、一一四四番一及び一一四五番の各一部並びに一一二五番一、一一二八番、一一三〇番、一一四〇番、一一四三番一、一一四四番一及び一一四五番の各地先公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びa1の地点とa24の地点とを結んだ線により囲まれた区域

a1の地点	基点から七十七度二十六分二秒五四一・九二メートルの地点
a2の地点	a1の地点から一五度四十五分三八秒四九七・二四メートルの地点
a3の地点	a2の地点から二八〇度五四分五一秒一〇〇・八三メートルの地点
a4の地点	a3の地点から一〇度一八分二三秒九一・三七メートルの地点
a5の地点	a4の地点から二八〇度五八分四九秒五八・三〇メートルの地点
a6の地点	a5の地点から一〇度三一分〇一秒二五・七六メートルの地点
a7の地点	a6の地点から二八〇度五九分二九秒一四・三一メートルの地点
a8の地点	a7の地点から二八九度五八分二三秒一七・二〇メートルの地点
a9の地点	a8の地点から二八〇度五四分五一秒七三・四〇メートルの地点
a10の地点	a9の地点から一度三二分三八秒三一七・三五メートルの地点
a11の地点	a10の地点から一〇〇度五九分二九秒一八二・〇六メートルの地点
a12の地点	a11の地点から一九〇度五九分二九秒二五・六九メートルの地点
a13の地点	a12の地点から一〇〇度五六分四二秒二一三・三一メートルの地点
a14の地点	a13の地点から一九一度〇一分四一秒二九三・一九メートルの地点
a15の地点	a14の地点から二八〇度五三分二七秒一三〇・七四メートルの地点
a16の地点	a15の地点から一九六度二〇分二一秒一五・八二メートルの地点
a17の地点	a16の地点から一〇〇度四八分〇〇秒二三四・六〇メートルの地点
a18の地点	a17の地点から一九六度〇二分三七秒四五五・一三メートルの地点
a19の地点	a18の地点から一〇五度五二分一六秒二九三・八四メートルの地点
a20の地点	a19の地点から一九五度五八分四九秒六六一・九二メートルの地点
a21の地点	a20の地点から二五六度三五分二八秒二五五・六四メートルの地点
a22の地点	a21の地点から二七二度二五分〇一秒二三・五三メートルの地点
a23の地点	a22の地点から二五度五二分四〇秒七〇四・九二メートルの地点
a24の地点	a23の地点から二八六度一四分〇五秒二九七・三九メートルの地点

三 (三) 面積 四三三、九二三・九九平方メートル
埋立地の用途 ふ頭用地、製造業用地及び緑地
四 免許の年月日 令和五年四月二十八日